

すみだボランティアセンター条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

すみだボランティアセンターについて、指定管理者による管理から、区による管理とするため

2 改正内容

- (1) 指定管理者による管理等に関する条項を削除する。
- (2) 施設の使用に関する手続及び承認等について、指定管理者から区長に改める。

3 施行期日等

本年4月1日

この条例による改正前の第7条の規定により受けている承認は、この条例による改正後の第5条の規定により受けた承認とみなす。